

## 本部長指示事項

- 1 市民利用施設及び市主催・共催イベントについては、業種別ガイドライン等を遵守し、徹底した感染防止策を講じることを条件として、開館・開催とする。
- 2 各局区は、市民の皆様に対して、基本的な感染防止対策に加え、不要不急の県境を越える移動を極力控える等、感染防止策について周知すること。
- 3 今後の感染拡大の状況を見据えて、保健所の更なる体制強化に向け、全庁をあげて準備に万全を期すこと。
- 4 「職員感染予防ガイドライン」による基本的な感染予防対策を徹底するとともに、職員の接触機会低減の取組を強化すること。また、感染拡大に備えた業務継続性の確保のため、「さいたま市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」をもとに、業務の優先順位の確認を行うこと。